

浄化槽法施行細則（昭和60年9月横浜市規則第76号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|---|
| <p>(浄化槽の設置計画等の変更命令等)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 法第5条第1項の規定により浄化槽の設置の届出をした者は、当該届出事項に変更（同項に規定する浄化槽の構造又は規模の変更を除く。）を生じたときは、速やかに、<u>浄化槽設置届出事項変更届出書（第2号様式）</u>を市長に<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>3 法第5条第1項の規定により浄化槽の設置又は変更の届出をした者は、浄化槽工事を完了したときは、速やかに、<u>浄化槽工事完了届出書（第3号様式）</u>を市長に提出しなければならない。</p> | <p>(浄化槽の設置計画等の変更命令等)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 法第5条第1項の規定により浄化槽の設置の届出をした者は、当該届出事項に変更（同項に規定する浄化槽の構造又は規模の変更を除く。）を生じたときは、速やかに、<u>以下の事項</u>を市長に<u>届け出</u>なければならない。</p> <p>(1) <u>浄化槽設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>浄化槽設置場所</u></p> <p>(3) <u>変更年月日</u></p> <p>(4) <u>変更内容</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>3 法第5条第1項の規定により浄化槽の設置の届出をした者は、浄化槽工事を完了したときは、速やかに、<u>以下の事項</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>浄化槽設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>工事施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(3) <u>浄化槽設備士の氏名</u></p> <p>(4) <u>浄化槽設置場所</u></p> <p>(5) <u>工事完了年月日</u></p> <p>(6) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> |
| <p>(浄化槽設置後等の水質検査及び定期検査の報告)</p> <p>第3条の2 法第7条第2項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、<u>浄化槽設置後等の水質検査及び定期検査報告書（第3号様式の2）</u>により行うものとする。</p> | <p>(浄化槽設置後等の水質検査<u>又は</u>定期検査の命令)</p> <p>第3条の2 法第7条の2第3項又は第12条の2第3項の規定による命令は、<u>浄化槽検査命令書（第3号様式の3）</u>により行うものとする。</p> |

(浄化槽の使用開始等の報告)

第4条 法第10条の2第1項の規定による報告は、浄化槽使用開始報告書（第4号様式）により行うものとする。

2 法第10条の2第2項の規定による報告は、浄化槽技術管理者変更報告書（第5号様式）により行うものとする。

3 法第10条の2第3項の規定による報告は、浄化槽管理者変更報告書（第6号様式）により行うものとする。

第5条 削除

(維持管理状況の記録等)

第6条 浄化槽管理者（処理能力が500人分以下の浄化槽で市長が認めるものの浄化槽管理者を除く。次項において同じ。）は、その浄化槽の維持管理状況を記録しておかなければならない。

2 浄化槽管理者は、毎年6月30日までに、前年の4月1日からその年の3月31日までの浄化槽の維持管理状況を、浄化槽維持管理状況報告書（第8号様式）により市長に報告しなければならない。市長の請求があった場合も、同様とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(浄化槽の使用開始等の報告)

第4条 削除

2 削除

3 削除

第5条 削除

(維持管理状況の報告等)

第6条 削除

201人槽以上の単独浄化槽及び51人槽以上の合併浄化槽の浄化槽管理者は、毎年6月30日までに、前年の4月1日からその年の3月31日までの以下に定める浄化槽の維持管理状況を市長に報告しなければならない。

(1) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 施設名称及び設置場所の住所

(3) 浄化槽の処理方式及び人槽

(4) 前年度の法定検査受検日

(5) 前年度の保守点検日及び水質測定結果

(6) 前年度の汚泥搬出状況（清掃時期及び

(新設)

(改善措置命令等)

第7条 省略

(浄化槽清掃業の許可基準)

第8条 省略

(浄化槽清掃業の許可の申請)

(新設)

第9条 法第35条第3項の規定による許可の申請は、浄化槽清掃業許可申請書（第11号様式）により行うものとする。

(浄化槽清掃業の許可の通知等)

第10条 法第35条第4項の規定による許可の通知は、許可証（第12号様式）を交付することにより行うものとする。

2 省略

3 省略

(許可証の再交付)

第11条 省略

2 前項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業に係る変更の届出)

第12条 法第37条の規定による変更の届出は、浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書（第15号様式）により行うものとする。

汚泥搬出量)

(7) その他市長が定めること

(改善措置命令等)

第7条 省略

(浄化槽清掃業の許可基準)

第8条 省略

(浄化槽清掃業の許可の申請等)

第9条 法第35条第2項の規定による許可の有効期間は、2年とする。

2 法第35条第3項の規定による許可の申請は、浄化槽清掃業許可申請書（第11号様式）により行うものとする。

(浄化槽清掃業の許可証の交付等)

第10条 法第35条第4項の規定による許可の通知は、浄化槽清掃業許可証（第12号様式。以下、「許可証」という。）を交付することにより行うものとする。

2 省略

3 省略

(許可証の再交付)

第11条 省略

2 前項の規定により浄化槽清掃業の許可証の再交付を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可証再交付申請書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可申請事項の変更)

第12条 法第37条の規定により申請書に記載した次のいずれかの事項を変更したときは、変更した日から法第37条に規定する日以内に、

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(浄化槽清掃業の廃業等の届出)

第13条 法第38条の規定による廃業等の届出は、浄化槽清掃業廃業等届出書（第16号様式）により行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 浄化槽清掃業者は、その事業の全部又は一部を休止したときは、休止した日から30日以内に、浄化槽清掃業休止届出書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

(新設)

その旨を記載した浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書を市長に届け出なければならない。

(1) 申請者の住所、氏名（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

(2) 役員

(3) 事務所の住所

(4) 車庫等の住所

(5) 使用する車両

(6) 洗車設備等

(7) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の届出により許可証の記載事項にも変更があると認められるときは、新たな許可証を交付するものとする。

(浄化槽清掃業の廃業等の届出)

第13条 法第38条の規定による廃業等をしようとするときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 浄化槽清掃業許可番号／許可年月日／指令番号

(2) 廃業理由

(3) 廃業等年月日

(4) その他市長が必要と認める事項

2 浄化槽清掃業者は、その事業の全部又は一部を休止したときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 浄化槽清掃業許可番号／許可年月日／指令番号

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(浄化槽清掃業の許可の取消し等)

第14条 省略

(許可証の返還)

第15条 省略

2 浄化槽清掃業者は、法第41条第2項の規定により事業の全部の停止を命ぜられた場合又はその事業の全部を休止した場合は、当該停止又は休止の期間、許可証を市長に返還しなければならない。

(新設)

(報告書の提出)

第16条 浄化槽清掃業者は、毎月10日までに、その業務の前月の実績を、浄化槽清掃業務実績報告書(第20号様式)により市長に報告しなければならない。市長から請求があった場合も、同様とする。

(委任)

第17条 省略

(平17規則70・一部改正)

(新設)

(新設)

(2) 営業の区域

(3) 休止期間

(4) 休止部分

(5) 休止理由

(6) その他市長が必要と認める事項

(浄化槽清掃業の許可の取消し等)

第14条 省略

(許可証の返還)

第15条 省略

2 浄化槽清掃業者は、法第41条第2項の規定によりその事業の全部の停止を命ぜられた場合は、当該停止の期間、許可証を市長に返還しなければならない。

3 浄化槽清掃業者は、第15条第2項の規定によりその事業の全部を休止した場合は、当該休止の期間、許可証を市長に返還しなければならない。

(報告書の提出)

第16条 浄化槽清掃業者は、毎月10日までに、横浜市浄化槽清掃業等業務基準に定める業務報告書を市長に提出しなければならない。また、市長から指示があった場合も、同様とする。

(委任)

第17条 省略

(平17規則70・一部改正)

附 則 (令和 年 月規則第 号)

(施行期日)

| | |
|------|--|
| (新設) | <u>1 この規則は、令和 年 月 日から施行する。</u> |
| (新設) | <u>(経過措置)</u> |
| (新設) | <u>2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の浄化槽法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。</u> |

各種様式の新旧対象表については次頁参照

第1号様式（第3条第1項）

横浜市 指令第 号
年 月 日

浄化槽設置計画等 変更
廃止 命令書

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・
代表者の氏名)

横浜市長 印

浄化槽法第5条第3項の規定により、次のとおり浄化槽の設置計画の変更を命じます。

| | |
|-----------------|-----|
| 浄化槽の設置場所 | |
| 施 設 番 号 | 区 号 |
| 変更 廃止 を命ずる事項 | |
| 変更 廃止 を命ずる理由 | |

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第1号様式（第3条第1項）

横浜市 指令第 号
年 月 日

浄化槽設置計画等 変更
廃止 命令書

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

浄化槽法第5条第3項の規定により、次のとおり浄化槽の設置計画の変更を命じます。

| | |
|-----------------|-----|
| 浄化槽の設置場所 | |
| 施 設 番 号 | 区 号 |
| 変更 廃止 を命ずる事項 | |
| 変更 廃止 を命ずる理由 | |

第2号様式（第3条第2項）

浄化槽設置届出事項変更届出書

年 月 日

（届出先）
横浜市長

住 所
氏 名

（法人の場合は、名称・
代表者の氏名）

次のとおり浄化槽の設置届出事項を変更しましたので、浄化槽法施行細則第3条第2項の規定により届け出ます。

| | | | |
|----------|-------|-------|-------|
| 浄化槽の設置場所 | | | |
| 施設番号 | 区 号 | | |
| 変更年月日 | 年 月 日 | | |
| 変更内容 | 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| | | | |
| 変更理由 | | | |

（注意） 設置届出事項の変更に伴い、添付書類の変更が生じるときは、その書類を添付してください。

（A4）

第2号様式（第3条第2項） ~~削除~~

浄化槽工事完了届出書

年 月 日

（届出先）
横浜市長

設置者 住 所
氏 名
（法人の場合は、名称・
代表者の氏名）

工事施工者 住 所
氏 名
（法人の場合は、名称・
代表者の氏名）

登録番号 号
（浄化槽設備士 ）

次のとおり浄化槽工事が完了しましたので、浄化槽法施行細則第3条第3項の規定により
届け出ます。

| | | |
|-----------|-------|-------------------|
| 浄化槽の設置場所 | | |
| 施設番号 | 区 号 | （ 建築確認番号 No. ） |
| 工事完了年月日 | 年 月 日 | |
| 使用開始予定年月日 | 年 月 日 | |
| 機 種 | 型 式 | |
| | 容 量 | □ （ 人槽） |
| 排 水 施 設 | 公設 | 下水管きよ・側溝・水路・河川 |
| | 私設 | その他（ ） |
| 摘 要 | | |

（A4）

第3号様式の2（第3条の2）

浄化槽設置後等の水質検査及び定期検査報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市長

所在地
名称
代表者の氏名

浄化槽法第7条第2項及び第11条第2項の規定により、設置後等の水質検査及び定期検査について、次のとおり報告します。

（ 年 月分）

| | | 設置後等の水質検査（第7条） | 定期検査（第11条） |
|--------|--------|----------------|------------|
| 依頼件数 | | 基 | 基 |
| 実施件数 | | 基 | 基 |
| 内 訳 | 適正 | 基 | 基 |
| | おおむね適正 | 基 | 基 |
| | 不適正 | 基 | 基 |
| 通知件数 | | 基 | 基 |
| （備考） | | | |

（注意） 次に掲げる報告内容を記載した書類を添付してください。

- 1 設置後等の水質検査又は定期検査を行った年月日
- 2 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- 3 設置場所
- 4 浄化槽法第13条第1項又は第2項の認定を受けている浄化槽にあつては、当該浄化槽を製造した者の氏名又は名称及び浄化槽の名称
- 5 設置後等の水質検査にあつては、浄化槽工事及び保守点検を行った者の氏名又は名称（設置後等の水質検査の前に清掃を行った場合にあつては、当該清掃を行った者の氏名又は名称を含む。）
- 6 定期検査にあつては、前回の定期検査（定期検査を受けたことのない浄化槽にあつては、設置後等の水質検査）の後に保守点検及び清掃を行った者の氏名又は名称
- 7 設置後等の水質検査又は定期検査の結果（浄化槽の機能に障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合にあつては、その原因を含む。）

（A4）

第3号様式の2（第3条の2） ~~削除~~

第3号様式の3（第3条の3）

横浜市 指令第 号
年 月 日

浄化槽検査命令書

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・
代表者の氏名)

横浜市長 印

浄化槽法 第7条の2第3項 の規定により、次のとおり浄化槽の検査を命じます。
第12条の2第3項

| | |
|----------|---------|
| 浄化槽の設置場所 | |
| 施設番号 | 区 号 |
| 期限 | 年 月 日まで |
| 検査を命ずる理由 | |
| その他 | |

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第3号様式の3（第3条の2）

横浜市 指令第 号
年 月 日

浄化槽検査命令書

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

浄化槽法 第7条の2第3項 の規定により、次のとおり浄化槽の検査を命じます。
第12条の2第3項

| | |
|----------|---------|
| 浄化槽の設置場所 | |
| 施設番号 | 区 号 |
| 期限 | 年 月 日まで |
| 検査を命ずる理由 | |
| その他 | |

第4号様式（第4条第1項）

浄化槽使用開始報告書

年 月 日

（報告先）

横浜市長

浄化槽管理者 住所

氏名

（法人の場合は、名称・
代表者の氏名）

次のとおり浄化槽の使用を開始しましたので、浄化槽法第10条の2第1項の規定により報告
します。

| | | | |
|----------|----------|--------------|----------------|
| 浄化槽の設置場所 | | | |
| 浄化槽の規模 | 処理方式（型式） | 処理対象人員 | 容量 |
| | | 人槽 | m ³ |
| 施設番号 | 区 号 | | |
| 設置届出年月日 | 年 月 日 | | |
| 使用開始年月日 | 年 月 日 | | |
| 技術管理者 | 所属 | | |
| | 氏名 | 点検回数 | 回 / (月・週) |
| | 資格 | 浄化槽管理士免状交付番号 | 実務経験等 |
| | | 号 | |

（注意）技術管理者を置く場合は、浄化槽管理士免状の写し及び次のいずれかの書類を
添付してください。

- 1 処理対象人員が501人以上の浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務に関し2年以上実務に従事した経験を証する実務経験証明書
- 2 1と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であることを証する書類
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成4年厚生省令第46号）の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項第8号に規定する厚生大臣が認定する講習の修了証の写し及び実務経験証明書並びに同号イ又はロに該当する者にあつては、卒業証明書

（A4）

第4号様式（第4条第1項） 削除

第5号様式（第4条第2項）

浄化槽技術管理者変更報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市長

浄化槽管理者 住所
氏名

（法人の場合は、名称・
代表者の氏名）

次のとおり技術管理者を変更しましたので、浄化槽法第10条の2第2項の規定により報告します。

| | | | |
|---------------|----------|--------------|-----------|
| 浄化槽の設置場所 | | | |
| 浄化槽の規模 | 処理方式（型式） | 処理対象人員 | 容量 |
| | | 人槽 | □ |
| 施設番号 | 区 号 | | |
| 変更後の 技術管理者 | 変更年月日 | 年 月 日 | |
| | 所属 | | |
| | 氏名 | 点検回数 | 回 / (月・週) |
| | 資格 | 浄化槽管理士免状交付番号 | 実務経験等 |
| | 号 | | |

（注意）浄化槽管理士免状の写し及び次のいずれかの書類を添付してください。

- 1 処理対象人員が501人以上の浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務に関し2年以上実務に従事した経験を証する実務経験証明書
- 2 1と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であることを証する書類
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成4年厚生省令第46号）の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項第8号に規定する厚生大臣が認定する講習の修了証の写し及び実務経験証明書並びに同号イ又はロに該当する者にあつては、卒業証明書

（A4）

第5号様式（第4条第2項） 削除

第6号様式（第4条第3項）

浄化槽管理者変更報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市長

浄化槽管理者 住所
氏名
（法人の場合は、名称・
代表者の氏名）

次のとおり浄化槽管理者を変更しましたので、浄化槽法第10条の2第3項の規定により報告します。

| | | | |
|-------------------|----------|-------------|----------------|
| 浄化槽の設置場所 | | | |
| 浄化槽の規模 | 処理方式（型式） | 処 理 対 象 人 員 | 容 量 |
| | | 人槽 | m ³ |
| 施 設 番 号 | 区 号 | | |
| 変更前の浄化槽管理者の氏名又は名称 | | | |
| 変 更 年 月 日 | 年 月 日 | | |

（注意）共同住宅等の場合は、次の書類を添付してください。

- 1 維持管理に関する念書
- 2 管理組合理約（管理組合を有する共同住宅等の場合に限りです。）

（A4）

第6号様式（第4条第3項） ~~削除~~

第8号様式（第6条第2項）

浄化槽維持管理状況報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市長

浄化槽管理者 住 所
氏 名 電 話 （ ）
（法人の場合は、主たる事務所の所在地・名称・代表者の氏名）
技術管理者 住 所
会社名
氏 名 電 話 （ ）

年 月 日から 年 月 日までの浄化槽維持管理状況を、浄化槽法施行細則第6条第2項の規定により、次のとおり報告します。

| | | | |
|---------|----------------------|--------|-------------------|
| 施設名称 | | | |
| 設置場所 | 区 | | |
| 施設番号 | 区 | 号 | |
| 処理方式・人槽 | 処理方式 | 人槽 | |
| 実処理人口 | 人 | | |
| 管理形態 | 1 常駐 2 巡回（ 回/月・週） | | |
| 定期検査受検日 | 年 月 日 | | |
| 流入水量 | 最大 | （ 月 日） | m ³ /日 |
| | 最小 | （ 月 日） | m ³ /日 |
| | 平均 | | m ³ /日 |

（注意） 次の書類を添付してください。

- 1 水質測定結果を記録した書類
- 2 汚泥搬出状況を記録した書類

（A4）

第8号様式（第6条第2項） 削除

第9号様式（第7条）

横浜市 指令第 号
年 月 日

浄化槽改善措置命令書

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・
代表者の氏名)

横浜市長 印

浄化槽法第12条第2項の規定により、次のとおり浄化槽の改善措置を命じます。

| | |
|------------|---------|
| 浄化槽の設置場所 | |
| 施設番号 | 区 号 |
| 期限 | 年 月 日まで |
| 命令事項 | |
| 改善措置を命ずる理由 | |
| その他 | |

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第9号様式（第7条）

横浜市 指令第 号
年 月 日

浄化槽改善措置命令書

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

浄化槽法第12条第2項の規定により、次のとおり浄化槽の改善措置を命じます。

| | |
|------------|---------|
| 浄化槽の設置場所 | |
| 施設番号 | 区 号 |
| 期限 | 年 月 日まで |
| 改善措置を命ずる理由 | |
| その他 | |

第 10 号様式 (第 7 条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

浄化槽使用停止命令書

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・
代表者の氏名)

横浜市長 印

浄化槽法第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり浄化槽の使用の停止を命じます。

| | |
|------------|--------------------|
| 浄化槽の設置場所 | |
| 施設番号 | 区 号 |
| 使用停止期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 使用停止を命ずる理由 | |
| その他 | |

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 10 号様式 (第 7 条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

浄化槽使用停止命令書

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

浄化槽法第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり浄化槽の使用の停止を命じます。

| | |
|------------|--------------------|
| 浄化槽の設置場所 | |
| 施設番号 | 区 号 |
| 使用停止期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 使用停止を命ずる理由 | |
| その他 | |

第 11 号様式 (第 9 条)

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
氏 名

(法人の場合は、名称・
代表者の氏名)

浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

| | |
|--|--|
| 住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) | |
| 営業所の所在地 | |
| 事業の用に供する施設の概要 | |

(注意) 次の書類を添付してください。

- 1 住民票の写し (法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- 2 清掃業許可申請書 (清掃業許可申請者が浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は法人である場合は、その法定代理人又はその役員を含みます。) が浄化槽法第 36 条第 2 号イからニまで及びへからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- 3 清掃業許可申請者が浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有している旨を記載した書類
- 4 その他市長が必要と認める書類

(A 4)

第 11 号様式 (第 9 条)

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

横浜市長

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

| | | |
|---|----------|----|
| 住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) | | |
| 営業所の所在地 | | |
| 事業の用に供する施設の概要 | 車 両 台 数 | 台 |
| | 最大積載量の合計 | kg |

(注意) 次の書類を添付してください。

- 1 (変更後の) 事業計画書
- 2 住民票の写し (法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- 3 申請者が法第 36 条第 2 号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
- 4 申請者が浄化槽の清掃に関する保有器材、専門的知識、技能及び相当の経験を有している旨を記載した書類
- 5 その他市長が必要と認める書類

第 12 号様式 (第 10 条第 1 項)

横浜市 指令第 号
年 月 日

許 可 証

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・
代表者の氏名)

横浜市長 印

年 月 日に申請のありました浄化槽清掃業について、浄化槽法第 35 条
第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

| | |
|-----------|-------|
| 営業所の所在地 | |
| 許 可 期 限 | |
| 許 可 年 月 日 | 年 月 日 |
| 条 件 | |

| 住所、 氏名、 営業所等 の変更 | 年 月 日 | 事 項 | 変 更 後 の 内 容 |
|---------------------------|-------|-----|-------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(A4)

第 12 号様式 (第 10 条第 1 項)

横浜市 指令第 号
年 月 日

浄化槽清掃業許可証

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

浄化槽法第 35 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

- 許可番号
第 号
- 事業の範囲
事業の種類：浄化槽等の清掃
取扱物の種類：浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥、
ディスポーザ排水処理システム汚泥
- 許可の条件
営業の区域：横浜市全域
- 許可年月日等
新規許可年月日 年 月 日
許可更新年月日 年 月 日
許可期限年月日 年 月 日
再交付年月日 年 月 日

第 13 号様式 (第 10 条第 3 項)

横浜市 指令第 号
年 月 日

浄化槽清掃業不許可通知書

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・
代表者の氏名)

横浜市長 印

年 月 日に申請のありました浄化槽清掃業について、次の理由により不許可としましたので、浄化槽法第 35 条第 4 項の規定により通知します。

| |
|-----------------|
| 不 許 可 と し た 理 由 |
|-----------------|

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 13 号様式 (第 10 条第 3 項)

横浜市 指令第 号
年 月 日

浄化槽清掃業不許可通知書

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

年 月 日に申請のありました浄化槽清掃業について、次の理由により不許可としましたので、浄化槽法第 35 条第 4 項及び浄化槽法施行細則第 10 条第 3 項の規定により通知します。

| |
|-----------------|
| 不 許 可 と し た 理 由 |
|-----------------|

第 14 号様式 (第 11 条第 2 項)

許可証再交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
氏 名
(法人の場合は、名称・
代表者の氏名)

亡失
き損 しましたので、浄化槽法施行細則第 11 条第 2 項の規定により、次の許可証の再交付を
汚損
申請します。

許可年月日及び番号

年 月 日横浜市 指令第 号

(注意) き損し、又は汚損した場合は、き損し、又は汚損した許可証を添付してください。

(A 4)

第 14 号様式 (第 11 条第 2 項)

浄化槽清掃業許可証再交付申請書

年 月 日
許 可 番 号
()

横浜市長

住 所

氏 名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

亡失
浄化槽清掃業許可証を き損 しましたので、浄化槽法施行細則第 11 条第
汚損
2 項の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

許可年月日及び番号

年 月 日 横浜市 指令第 号

許可番号 第 号

次の書類を添付してください。
き損し、又は汚損した場合には、き損し、又は汚損した許可証

第 15 号様式 (第 12 条)

浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
氏 名

(法人の場合は、名称・
代表者の氏名)

年 月 日横浜市 指令第 号で許可を受けました浄化槽清掃業に
ついて、次のおり変更したいので、浄化槽法第 37 条の規定により届け出ます。

| 変 更 内 容 | 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|--------------------|-------|-------|-------|
| 変 更 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 変 更 の 理 由 | | | |

(注意) 次の書類を添付してください。

- 1 許可証
- 2 許可申請事項の変更に伴い、添付書類の変更が生じるときは、その書類

(A 4)

第 15 号様式 (第 12 条) 削除

第 16 号様式（第 13 条第 1 項）

浄化槽清掃業廃業等届出書

年 月 日

（届出先）
横浜市長

住 所
氏 名
（法人の場合は、名称・
代表者の氏名）

浄化槽法第 38 条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|--|-----------------|
| 浄化槽清掃業者の住所及び氏名 （法人の場合は、名称・ 代表者の氏名） | |
| 許 可 年 月 日 及 び 番 号 | 年 月 日 横浜市 指令第 号 |
| 届 出 事 項 | |
| 廃 業 等 年 月 日 | 年 月 日 |
| そ の 他 | |

（注意） 許可証を添付してください。

（A 4）

第 16 号様式（第 13 条第 1 項） ~~削除~~

第 17 号様式（第 13 条第 2 項）

浄化槽清掃業休止届出書

年 月 日

（届出先）
横浜市長

住 所
氏 名

（法人の場合は、名称・
代表者の氏名）

年 月 日横浜市 指令第 号で許可を受けました浄化槽清掃業
を休止しましたので、浄化槽法施行細則第 13 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出
ます。

| | |
|-------------|-----------------|
| 休 止 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 休 止 部 分 | 全部・一部（ ） |
| 休 止 し た 理 由 | |
| そ の 他 | |

（注意） 浄化槽清掃業を全部休止した場合は、許可証を添付してください。

（A 4）

第 17 号様式（第 13 条第 2 項） ~~削除~~

第 18 号様式 (第 14 条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

浄化槽清掃業許可取消書

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・
代表者の氏名)

横浜市長 印

年 月 日横浜市 指令第 号で許可しました浄化槽清掃業について、浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により、次のとおり許可を取り消します。

| | |
|---------|--|
| 取 消 事 項 | |
| 取 消 理 由 | |

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 18 号様式 (第 14 条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

浄化槽清掃業許可取消書

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

年 月 日横浜市 指令第 号で許可しました浄化槽清掃業について、浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により、次のとおり許可を取り消します。

| | |
|---------|--|
| 許 可 番 号 | |
| 取 消 事 項 | |
| 取 消 理 由 | |

第 19 号様式 (第 14 条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

浄化槽清掃業停止命令書

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・
代表者の氏名)

横浜市長 印

年 月 日横浜市 指令第 号で許可しました浄化槽清掃業について、浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により、次のとおり事業の停止を命じます。

| | |
|----------|-----------------|
| 停止を命ずる事項 | |
| 停止期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 停止を命ずる理由 | |

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 19 号様式 (第 14 条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

浄化槽清掃業停止命令書

住 所
氏 名 様
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

年 月 日横浜市 指令第 号で許可しました浄化槽清掃業について、浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により、次のとおり事業の停止を命じます。

| | |
|----------|--------------------|
| 許可番号 | |
| 停止を命ずる事項 | |
| 停止期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 停止を命ずる理由 | |

浄化槽清掃業務実績報告書

年 月 日

(報告先)
横浜市長

住 所
氏 名

(法人の場合は、名称・
代表者の氏名)

年 月の業務実績を、浄化槽法施行細則第 16 条の規定により、次のとおり報告します。

| 区 分 | 清掃した浄化槽 の 数 | | 運 搬 汚 泥 量 | | 保守点検した浄 化 槽 の 数 | | 備 考 |
|-------|----------------|---------------|---------------|---------------|--------------------|---------------|-----|
| | 500 人 槽 以下 | 501 人 槽 以上 | 500 人 槽 以下 | 501 人 槽 以上 | 500 人 槽 以下 | 501 人 槽 以上 | |
| 鶴 見 | | | | | | | |
| 神 奈 川 | | | | | | | |
| 西 | | | | | | | |
| 中 | | | | | | | |
| 南 | | | | | | | |
| 港 南 | | | | | | | |
| 保土ヶ谷 | | | | | | | |
| 旭 | | | | | | | |
| 磯 子 | | | | | | | |
| 金 沢 | | | | | | | |
| 港 北 | | | | | | | |
| 緑 | | | | | | | |
| 青 葉 | | | | | | | |
| 都 筑 | | | | | | | |
| 戸 塚 | | | | | | | |
| 栄 | | | | | | | |
| 泉 | | | | | | | |
| 瀬 谷 | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱（昭和47年1月19日）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、浄化槽法施行細則（以下「施行細則」という。）第8条に規定する浄化槽清掃業（以下「浄化槽清掃業」という。）及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（以下「廃掃規則」という。）第24条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥、ディスポーザ排水処理システム汚泥の収集・運搬に限る。以下「一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）」という。）の許可基準の細目並びに許可に係る事務処理に必要な事項を定め、もって業務の公正と円滑な執行を期するものである。</p> <p>(浄化槽清掃業の許可基準)</p> <p>第2条 浄化槽清掃業の許可基準の細目は次のとおりとする。</p> <p>(1) 資格者 環境大臣が認定した浄化槽清掃に関する講習会（平成11年度以前にあっては厚生大臣が認定した浄化槽清掃に関する講習会）又は公益財団法人日本環境整備教育センターが実施する浄化槽清掃技術者講習会の過程を修了した者であって、2年以上の経験を有するものであること。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 車両 ア 浄化槽の清掃に用いる車両は吸上車とす</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、浄化槽法施行細則（<u>昭和60年9月30日 横浜市規則第76号。</u>以下、「施行細則」という。）第8条に規定する浄化槽清掃業（以下、「浄化槽清掃業」という。）、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（<u>平成5年2月25日 横浜市規則第5号。</u>以下、「廃掃規則」という。）第24条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業等（浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥、ディスポーザ排水処理システム汚泥の収集・運搬に限る。以下、「一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）」という。）<u>及び浄化槽法附則抄第5条若しくは第6条に規定するし尿浄化槽清掃業の許可基準の細目について必要なものを定めるものとする。</u></p> <p>(浄化槽清掃業の許可基準)</p> <p>第2条 浄化槽清掃業の<u>資格者</u>の許可基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) 環境大臣が認定した浄化槽清掃に関する講習会（平成11年度以前にあっては厚生大臣が認定した浄化槽清掃に関する講習会）又は公益財団法人日本環境整備教育センターが実施する浄化槽清掃技術者講習会の過程を修了した者<u>であること。</u></p> <p><u>(2) 2年以上の実務経験を有する者</u>であること。</p> |

ること。

イ 車両標識等については別表1のとおりと
すること。

ウ 内容物容量計の目盛りは50リットル単位
とすること。

エ 車両にはその容量に適した防臭装置を備
えること。

オ 車両は本市域内でのみ使用されるもので
あること。

カ 車両は整備され、清潔な状態であるこ
と。

(3) 器材及び車庫等

ア 別表2に定める器材を有すること。

イ 保有車両数に適合した車庫を横浜市内に確
保し、使用に対する権利を有すること。

ウ 車庫は原則として周囲を高さ1.8メートル以
上の塀等で囲い、清潔な状態であること。た
だし、特別の理由があり、かつ、周辺的生活
環境に支障を与えないと判断される場合は
塀等を設けないことができる。

エ 放流先に支障のない洗車設備（水栓付）を有
すること。ただし、もっばらガソリンスタン
ド等で洗車する場合はこの限りでない。

(4) 汚泥の処理

浄化槽の清掃の結果、引き抜かれた汚泥を適
正に処理する体制が整備されていること。

第2条第1項第2号
代替

2 浄化槽清掃業に用いる車両の基準は次のとお
りとする。

(1) 浄化槽、し尿を含む地下排水槽（排水ポ

第2条第1項第3号
代替

第2条第1項第4号
代替

ンプを使って汚水を排出するための建築物の地下階に設ける施設をいう。)及びディスポーザ排水処理システム(以下、「浄化槽等」という。)の清掃に用いる車両は吸上車とする。

(2) 車両表示等の詳細は別紙1「浄化槽車両表示仕様書」のとおりとする。

(3) 内容物容量計の目盛りは50リットル単位とする。

(4) 車両にはその容量に適した防臭装置を備えること。

(5) 車両は本市域内でのみ使用されるものであること。

(6) 車両を常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。

3 浄化槽清掃業に用いる器材及び設備の基準は、環境省関係浄化槽施行規則第11条第1項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 別表1に定める器材を有すること。

(2) 使用する車両数に適合した車庫を横浜市内に確保し、使用に対する権利を有すること。

(3) 車庫は原則として周囲を塀等で囲い、清潔な状態を保つこと。ただし、特別の理由があり、かつ、周辺的生活環境に支障を与えないと判断される場合は塀等を設けないことができる。

(4) 放流先に支障のない洗車設備(水栓、油水分離槽等)を有しているか又は洗車設備を有する特定施設(ガソリンスタンド等)と契約していること。

4 浄化槽等の清掃に伴い発生した汚泥の処理基準は次のとおりとする。

(1) 浄化槽等の清掃において、引出した汚泥を適正に処理する体制が整備されていること。

(2) 一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）の許可を有し、横浜市浄化槽清掃業等業務基準に規定する施設へ搬入すること。

(3) 一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）に用いる車両及び設備等の基準は、一般廃棄物処理業許可基準等要綱に従うこと。

(一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）の許可基準)

第3条 一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）の許可基準の細目は次のとおりとする。

(1) 車両

ア 浄化槽汚泥等の収集・運搬に用いる車両は吸上車とすること。

イ 車両標識等については別表1のとおりとすること。

ウ 内容物容量計の目盛りは50リットル単位とすること。

エ 車両にはその容量に適した防臭装置を備えること。

オ 車両は本市域内でのみ使用されるものであること。

カ 車両は整備され、清潔な状態であること。

(2) 車庫等

ア 保有車両数に適合した車庫を横浜市内に確保し、使用に対する権利を有すること。

イ 車庫は原則として周囲を高さ1.8メートル以上の塀等で囲い、清潔な状態であること。

ただし、特別の理由があり、かつ、周辺の生活環境に支障を与えないと判断される場合は堀等を設けないことができる。

ウ 放流先に支障のない洗車設備（水栓付）を有すること。ただし、もっぱらガソリンスタンド等で洗車する場合はこの限りでない。

(許可申請)

第4条 浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は浄化槽清掃業許可申請書（施行細則第11号様式）並びに次条第1項に定める書類を、資源循環局に正副各1通提出するものとする。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（廃掃規則第18号様式）並びに次条第1項に定める書類を、資源循環局に正副各1通提出するものとする。

3 現に許可を受けているものが更新の許可申請をする場合は、原則として2月1日から同月末日までの間に申請書を提出するものとする。

4 一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）の許可申請（更新を含む）に加えて、「浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥、ディスポーザ排水処理システム汚泥」以外の収集・運搬の許可申請（更新を含む）場合は、一般廃棄物処理業許可基準等要綱に従い、必要書類を資源循環局に正副各1通提出するものとする。なお、浄化槽清掃業許可証の写し、次条第1項第1号から第5号及び

（浄化槽清掃業並びに一般廃棄物収集運搬業に係る許可申請）

第3条 浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、施行細則9条の規定に基づく許可申請のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる許可申請手続きを行うものとする。

2 一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）の許可を受けようとする者は、廃掃規則第21条の規定に基づき許可申請を行うこと。

3 現に浄化槽清掃業の許可を受けているものが許可更新申請する場合は、許可期限の60日前までに申請書を提出するものとする。

第7号から第8号を別添すること。

5 浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）の許可期間は2年とする。

（申請書の添付書類）

第5条 前条の申請書の添付書類は次の各号に定めるものとする。ただし、申請に際して官公庁が交付する書類等は交付日が申請日以前3か月以内のものに限る。

（1）事業計画書（第1号様式）

（2）誓約書（第2号様式）

（3）保有器材表（第3号様式）

（4）浄化槽汚泥等搬入計画書（第4号様式）

（5）従業員名簿（第5号様式）（浄化槽等清掃業務に従事する従業員）

（6）定款又は寄付行為の写し及び商業登記簿謄本（法人の場合。ただし、商業登記簿謄本の目的

（許可申請に係る添付書類等）

第4条 施行細則第9条の規定による浄化槽清掃業の許可申請に係る添付書類等は、次のとおりとする。ただし、申請に際して官公庁が交付する書類等は交付日が申請日以前3か月以内のものに限る。

（1）事業計画書（第1号様式）

（2）欠格条項に該当しない旨を証する書類（法人の場合は監査役を含む役員及び政令で定める使用人（役員と同等の権限を有するもの）のもの）

ア 誓約書（第2号様式）

許可申請事項の変更に係る提出書類に添付する場合に限り、本誓約書の規定は、一般廃棄物収集運搬業について準用する。この場合において、「浄化槽法第36条第2項イからヌまで」とあるのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまで」と読み替えるものとする。

イ 住民票の写し（本籍の記載があるもの）

ウ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものではないことを証する書類

（3）保有器材表（第3号様式）

（4）従業員名簿（第4号様式）（浄化槽等清掃業務に従事する従業員）

（5）定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人の場合。ただし、登記事項証明書の目的

欄に浄化槽清掃に類する業が明記されていること。)

(7) 浄化槽清掃業にあつては、浄化槽の清掃に關し2年以上の実務経験を有していることを証する書類

(8) 浄化槽に係る資格取得状況についての調査票

(9) 一般廃棄物処理業許可基準等要綱第6条第1項第2号から第3号、第5号、第8号イからケまでの書類 (現地審査で確認する場合、同第5号ウ、第8号エ及びケの写真是省略することができる。)

(10) その他資源循環局長が必要と認める書類及び図面。

2 浄化槽清掃業と一般廃棄物収集運搬業 (浄化槽汚泥等) の許可申請を同時に行う場合、重複する添付書類は省略することができる。

3 第4条第3項に該当する場合は、第1項第7号は省略することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

欄に浄化槽清掃に類する業が明記されていること。)

(6) 浄化槽の清掃に關する専門的知識、技能及び2年以上の実務経験を有していることを証する書類 (本市に既に提出したものがあり、当該添付資料から変更がある場合に限る。)

(7) 浄化槽に係る資格取得状況についての調査票 (第5号様式)

(8) 一般廃棄物処理業許可基準等要綱第6条第1項、第3号、第5号及び第8号イからケまでの書類

(9) その他資源循環局長が必要と認める書類及び図面

2 浄化槽清掃業と一般廃棄物収集運搬業 (浄化槽汚泥等) の許可申請を同時に行う場合、重複する添付書類を省略することができる。

(許可申請事項の変更に係る提出書類等)

第5条 施行細則第12条第1項の規定による許可申請事項の変更に係る提出書類等は、次のとおりとする。ただし、申請に際して官公庁が交付する書類等は交付日が申請日以前3か月以内のものに限る。

(1) 浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書 (第6号様式)

(2) 申請書の添付書類等に記載した事項を変更したときは、その書類等

| | |
|--|--|
| (新設) | <u>(浄化槽清掃業の廃業等に係る提出書類)</u> |
| (新設) | <u>第6条 施行細則第13条第1項の規定によるその事業の廃止に係る提出書類等は、次のとおりとする。</u> |
| (新設) | <u>(1) 浄化槽清掃業廃業等届出書 (第7号様式)</u> |
| (新設) | <u>(2) 浄化槽清掃業許可証</u> |
| (新設) | <u>(3) 吸上車の抹消登録証明書の写し又は写真等</u> |
| (新設) | <u>2 浄化槽清掃業者は、施行細則第13条第2項の規定により、その事業の全部又は一部を休止した日から30日以内に次の書類を提出しなければならない。</u> |
| (新設) | <u>(1) 浄化槽清掃業休止届出書 (第8号様式)</u> |
| (新設) | <u>(2) 浄化槽清掃業許可証</u> |
| (新設) | <u>(3) 吸上車の写真等</u> |
| (申請書受理の基準) | (申請書受理の基準) |
| 第6条 申請書は次の各号を満たすものでなければ受理しない。 | 第7条 申請書は次の各号を満たすものでなければ受理しない。 |
| (1) 記載事項に記入漏れがなく、かつ添付書類が整備されていること。 | (1) 記載事項に記入漏れがなく、かつ添付書類が整備されていること。 |
| (2) 許可申請手数料が納入されていること。 | (2) 許可申請手数料が納入されていること。 |
| (審査の方法) | (審査の方法) |
| 第7条 <u>施行細則第8条及び廃掃規則第24条第1項に規定する許可基準に適合するか否かの審査は申請書にもとづく書類審査及び現地審査とし、審査表(第6号様式)によりこれを行う。</u> | 第8条 <u>施行細則第8条に規定する許可基準に適合するか否かの審査は、申請書に基づく書類審査とし、必要に応じて現地審査を実施する。</u> |
| (許可台帳) | |
| 第8条 <u>浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業(浄化槽汚泥等)の許可をした者については、許</u> | |

可台帳（第7号様式）を整備し、資源循環局長がこれを保管する。

（標準処理期間）

第9条 浄化槽清掃業許可申請及び一般廃棄物収集運搬業許可申請に対する標準処理期間は60日とする。

（附則）

第10条 省略

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（標準処理期間）

第9条 浄化槽清掃業許可申請に対する標準処理期間は60日とする。

（附則）

第10条 省略

附則

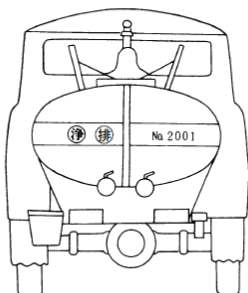
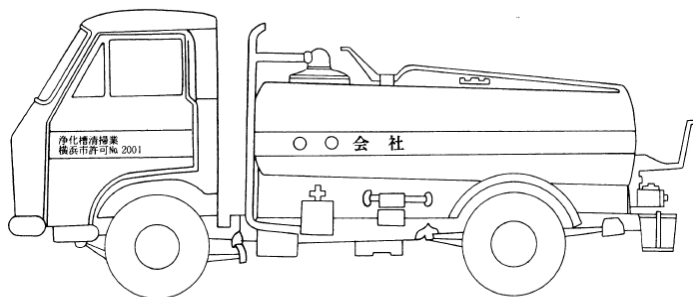
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

各種様式等の新旧対照表については次頁参照

別表 1

- (1) 帯は白色とし、大型車25cm、中・小型車20cm幅とします。
- (2) 文字の大きさは、(ア)ドア部分 大型車9cm(縦)9cm(横)
中・小型車7cm(縦)6cm(横)
として、上・下2cm空けます。
(イ)タンク部分 上・下2~3cm空けます。
- (3) 字体は、丸ゴシックとします。
- (4) 字色は、濃紺とします。
- (5) 文字は、左横書きとします。



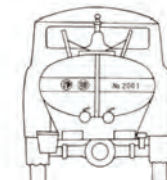
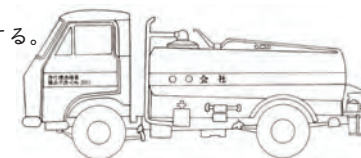
注) ・許可番号が、車両のナンバープレートと重なるような場合は(浄)(排)の上部に許可番号を付しても良いです。

・(浄)(排)帯の幅が大型25cm、中・小型が20cmなので、文字は大型が9cm×9cm
中・小型が7cm×6cmとなります。

別紙 1 (第2条第2項)

浄化槽車両表示仕様書

- 1 使用する車両については、その旨の表示を行うものとし、表示方法については、次のとおりとする。
 - (1) 車体外側の両側ドア部、両側面及び後部の中央部等の見やすい位置に白色の帯を表示すること。ただし、運搬車両の色が白色系統の場合に限り、文字と同じ色の境界線を表示すること。
 - (2) 帯の幅は大型自動車25cm、中・小型自動車20cmとし、直接塗装すること。
 - (3) 帯に表示する内容は、次のとおりとする。
 - ア ドア部(2段書き)
『浄化槽清掃業
横浜市許可No.〇〇〇〇』
 - イ タンク部
業者名を表示(例:『(株)〇〇興業』)
 - ウ 後部
『(浄)(排)』、『No.〇〇〇〇』
 - エ 字体は丸ゴシックとし、字色は濃紺、左横書きとする。
 - オ 文字の大きさは、次のとおりとする。



| | 大型自動車 | 中・小型自動車 | 共通 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|
| ドア部 | 縦9cm× 横9cm | 縦7cm× 横6cm | 上下各2cm 空ける |
| タンク部・ 後部 | 縦21cm | 縦14cm | |

注) 許可番号が、車両のナンバープレートと重なるような場合は、
(浄)(排)の上部に許可番号を付すことができる。

- 2 第三者に関する車体利用広告及びこれに類する車両の識別を阻害する表示は禁止とする。

別表 2

器 材 表

| | |
|----|---------------|
| 1 | スカム厚測定器具 |
| 2 | 汚泥厚測定器具 |
| 3 | 自吸式ポンプ |
| 4 | 温度計 |
| 5 | 透視度計 |
| 6 | 水素イオン濃度指数測定器具 |
| 7 | 汚泥沈殿試験器具 |
| 8 | パイプ掃除器具 |
| 9 | スロット掃除器具 |
| 10 | ろ床洗浄器具 |
| 11 | その他清掃に必要な器具 |

別表 1 (第 2 条第 3 項)

器 材 表

| | |
|----|---|
| 1 | スカム厚測定器具 |
| 2 | 汚泥厚測定器具 |
| 3 | 自吸式ポンプ |
| 4 | 温度計 |
| 5 | 透視度計 |
| 6 | 水素イオン濃度指数測定器具 |
| 7 | 汚泥沈殿試験器具 |
| 8 | パイプ掃除器具 |
| 9 | スロット掃除器具 |
| 10 | ろ床洗浄器具 |
| 11 | その他浄化槽汚泥の引出し、浄化槽の清掃及び 浄化槽内の汚泥等の調整等に適する器具 |
| 12 | その他資源循環局長が必要と認める器具 |

事業計画書

| 清掃場所 | 清掃予定 浄化槽等基数(基) | 清掃予定 汚泥量(kL) | 汚泥の処理 | |
|-------|-------------------|-----------------|-------|------|
| | | | 収集運搬 | 搬入先等 |
| 鶴見区 | | | | |
| 神奈川区 | | | | |
| 西区 | | | | |
| 中区 | | | | |
| 南区 | | | | |
| 港南区 | | | | |
| 保土ヶ谷区 | | | | |
| 旭区 | | | | |
| 磯子区 | | | | |
| 金沢区 | | | | |
| 港北区 | | | | |
| 緑区 | | | | |
| 青葉区 | | | | |
| 都筑区 | | | | |
| 戸塚区 | | | | |
| 栄区 | | | | |
| 泉区 | | | | |
| 瀬谷区 | | | | |
| 計 | | | | |

(A4)

事業計画書

汚泥の処理(搬入先等) :

| 清掃場所 | 清掃予定浄化槽等基数(基) | 清掃予定汚泥量(kL) |
|-------|---------------|-------------|
| 鶴見区 | | |
| 神奈川区 | | |
| 西区 | | |
| 中区 | | |
| 南区 | | |
| 港南区 | | |
| 保土ヶ谷区 | | |
| 旭区 | | |
| 磯子区 | | |
| 金沢区 | | |
| 港北区 | | |
| 緑区 | | |
| 青葉区 | | |
| 都筑区 | | |
| 戸塚区 | | |
| 栄区 | | |
| 泉区 | | |
| 瀬谷区 | | |
| 計 | | |
| <内訳> | 浄化槽汚泥: | |
| | ビルピット汚泥: | |
| | ディスポーザ汚泥: | |

第2号様式

誓 約 書

年 月 日

横 浜 市 長

住 所 (所在地) _____

名 称 _____

浄化槽法第36条第2号イからニまで及びヘからチまでに該当していないことを確認のうえ誓約します。

| 役職者氏名 (ふりがな) | 役 職 名 | 住 所 |
|--------------|-------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(注) 役職者には代表者、監査役を含む。

(A4)

第2号様式 (第4条第1項)

誓 約 書

年 月 日

横 浜 市 長

住 所 (所在地) _____

氏 名 _____

(法人にあっては、名称、代表者の氏名)

浄化槽法第36条第2項イからヌまでに該当しないことを確認のうえ誓約します。

| 役職者氏名 (ふりがな) | 役職名 | 住所 |
|--------------|-----|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(注) 役職者には代表者、監査役を含む。

第4号様式

浄化槽汚泥等搬入計画書

| 搬入予定台数 (台/年) | 搬入予定汚泥量 (kL/年) |
|--------------|----------------|
| | |

内 訳

| 汚 泥 の 種 類 | 汚 泥 量 (kL/年) |
|-----------|--------------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 合 計 | |

(A4)

第4号様式 ~~削除~~

第5号様式

従業員名簿

年 月 日現在 許可No. () 業者名 ()

| No. | 氏名 (雇入年月日) | 職種 | 資格・免許等 | 備考 |
|-----|------------|----|--------|----|
| 1 | (. .) | | | |
| 2 | (. .) | | | |
| 3 | (. .) | | | |
| 4 | (. .) | | | |
| 5 | (. .) | | | |
| 6 | (. .) | | | |
| 7 | (. .) | | | |
| 8 | (. .) | | | |
| 9 | (. .) | | | |
| 10 | (. .) | | | |
| 11 | (. .) | | | |
| 12 | (. .) | | | |
| 13 | (. .) | | | |
| 14 | (. .) | | | |
| 15 | (. .) | | | |
| 16 | (. .) | | | |
| 17 | (. .) | | | |

(注) 従業員のうち、当該業務に従事する者を記入すること

第4号様式 (第4条第1項)

従業員名簿

年 月 日現在 許可No. () 業者名 ()

| No. | 氏名 (雇入年月日) | 職種 | 資格・免許等 | 備考 |
|-----|------------|----|--------|----|
| | () | | | |
| | () | | | |
| | () | | | |
| | () | | | |
| | () | | | |
| | () | | | |
| | () | | | |
| | () | | | |
| | () | | | |
| | () | | | |
| | () | | | |
| | () | | | |
| | () | | | |
| | () | | | |
| | () | | | |
| | () | | | |
| | () | | | |
| | () | | | |
| | () | | | |
| | () | | | |

(注) 従業員のうち、当該業務に従事する者を記入すること

審査表

No. 1

| 審査結果 | | 許可 | 不許可 |
|------|---|-------|------|
| 申請者 | <<会社名>> (許可番号:) | | |
| 申請者 | 添付書類 | 申請手数料 | 事務所等 |
| 可否 | 可否 | 可否 | 可否 |
| 保有器材 | 車両 | | |
| 可否 | 可否 | | |
| 書類審査 | | | 担当者名 |
| 許可申請 | 記載事項に不備 | 有・無 | 適・不適 |
| 添付書類 | | 添付の有無 | 内容 |
| 1 | 事業計画書(第1号様式) | 有・無 | 適・不適 |
| 2 | 誓約書(第2号様式) | 有・無 | 適・不適 |
| 3 | 誓約書(様式3) | 有・無 | 適・不適 |
| 4 | 住民票の写し(役員全員分) | 有・無 | 適・不適 |
| 5 | 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものではないことを証する書類 | 有・無 | 適・不適 |
| 6 | 直前3か年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、貸借対照表及び損益計算書 | 有・無 | 適・不適 |
| 7 | 保有器材表(第3号様式) | 有・無 | 適・不適 |
| 8 | 浄化槽汚泥等搬入計画書(第4号様式) | 有・無 | 適・不適 |
| 9 | 従業員名簿(第5号様式)(浄化槽等清掃業務に従事する従業員) | 有・無 | 適・不適 |
| 10 | 定款又は寄付行為の写し及び商業登記簿謄本 | 有・無 | 適・不適 |
| 11 | 浄化槽の清掃に関し2年以上の実務経験を有していることを証する書類 | 有・無 | 適・不適 |
| 12 | 浄化槽に係る資格取得状況についての調査票 | 有・無 | 適・不適 |
| 13 | 事務所一覧(様式7の1) | 有・無 | 適・不適 |
| 14 | 事務所の概要及び案内図(様式7の2) | 有・無 | 適・不適 |
| 15 | 事務所の写真 | 有・無 | 適・不適 |

(A4)

第6号様式

審査表

No. 2

| | | | |
|--|-------|--|------|
| 16 事務所の使用権を有することを証する書類 | 有・無 | | 適・不適 |
| 17 車庫等一覧（様式10の1） | 有・無 | | 適・不適 |
| 18 車庫等の概要、案内図及び配置図（様式10の2） | 有・無 | | 適・不適 |
| 19 車庫等の写真 | 有・無 | | 適・不適 |
| 20 車庫等の使用権を有することを証する書類 | 有・無 | | 適・不適 |
| 21 運搬車両等一覧（様式11） | 有・無 | | 適・不適 |
| 22 運搬車両等の自動車検査証等の写し | 有・無 | | 適・不適 |
| 23 運搬車両等の写真（斜め前方及び斜め後方） | 有・無 | | 適・不適 |
| 24 洗車設備に係る書類 | 有・無 | | 適・不適 |
| 25 その他資源循環局長が必要と認める書類及び図面 ・浄化槽清掃業許可証の写し | 有・無 | | 適・不適 |
| 許可申請手数料 | 未納・完納 | | 適・不適 |

(A4)

第6号様式 ~~削除~~

審 査 表 (現地調査用)

(調査) 年 月 日

| | | |
|---------|--|--|
| 申請者 | <許可番号> _____ <電話番号> _____ <会社名> _____ <営業所等立入調査場所> _____ | |
| | 調 査 項 目 | 担当者名 |
| 事務所等の調査 | (1) 事務所の確認 | 所在地 _____ (ア) 自己所有 (イ) 借用 |
| | (2) 営業所の確認 | 所在地 _____ |
| | (3) 従業員の確認 | (ア) 役員 名 _____ 従業員 名 _____ (イ) 確認 (押印 ・ タイムカード) |
| | (4) 標 識 | 有 ・ 無 |
| 帳簿類の調査 | (1) 帳簿の記載事項 | (ア) 清掃年月日 (有 ・ 無) (イ) 管理者名 (有 ・ 無) (ウ) 設置場所 (有 ・ 無) (エ) 処理方式・容量 (有 ・ 無) |
| | (2) 提出書類等の整理状況 | (ア) 浄化槽清掃等実績表 (イ) 浄化槽清掃業務実績報告書 (ウ) 地下排水槽等清掃業務実績報告書 (エ) 浄化槽汚泥搬入伝票 (オ) 浄化槽汚泥等清掃作業完了票 |
| | | 適 ・ 不適 |

審査表 (現地調査用)

(調査) 年 月 日

| | | | | | | |
|---------|-----------|-------|--|-----|------|--------|
| 申請者 | 《会社名》 | | | | | |
| 調査項目 | | | 担当者名 | | | |
| 車庫の調査 | (1) 車庫の状況 | | 所在地 _____ | | | |
| | (2) 洗車の方法 | | <input type="checkbox"/> (ア) 自己所有・借用 <input type="checkbox"/> (イ) 周辺の環境 <input type="checkbox"/> (ウ) 保有車両の格納が可能か <input type="checkbox"/> (エ) 塀等 (有・無) <input type="checkbox"/> 車庫内の洗車設備 (有・無) <input type="checkbox"/> その他 () | | | |
| 保有器材の調査 | | 有 ・ 無 | | | | |
| 車両の調査 | | | | | | |
| 車両番号 | 積載量 | 標識 | 外観 | 目盛り | 防臭装置 | 備え付け器材 |
| 《車両》 | 《 》 | K1 | | | | |
| 《車両》 | 《 》 | K1 | | | | |
| 《車両》 | 《 》 | K1 | | | | |
| 《車両》 | 《 》 | K1 | | | | |
| 《車両》 | 《 》 | K1 | | | | |
| 《車両》 | 《 》 | K1 | | | | |
| 《車両》 | 《 》 | K1 | | | | |
| | | | | | | 適・不適 |

(A 4)

(新設)

第5号様式(第4条第1項)

浄化槽に係わる資格取得の状況等についての調査票

1 環境大臣・厚生大臣の浄化槽清掃に関する講習会への参加の有無について、次のア・イどちらかに○をしてください。修了証がある場合は、修了証の写しを添付してください。

ア 受講したことがある

| 氏名 | 修了証番号 | 修了年月日 |
|----|-------|-------|
| | | |
| | | |
| | | |

イ 受講したことがない

2 浄化槽に関する講習会を受講し、資格(浄化槽管理士・技術管理者等)を有する方がいる場合、修了証書の写しを添付してください。

| 氏名 | 資格の種類 | 修了証番号 | 修了年月日 |
|----|-------|-------|-------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(新設)

第6号様式(第5条)

浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書

年 月 日
許可番号()

横浜市長

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

年 月 日 横浜市 指令第 号で許可を受けました浄化槽清掃業について、次のとおり変更しましたので、浄化槽法施行細則第12条第1項及び横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱第5条の規定により届け出ます。

| 変 更 内 容 | 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 変 更 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 変 更 の 理 由 | | | |

次の書類を添付してください。

申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類

(新設)

第7号様式 (第6条第1項)

浄化槽清掃業廃業等届出書

年 月 日

横浜市長

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

浄化槽清掃業を廃止しましたので、浄化槽法施行細則第13条第1項及び横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|---------|---|
| 浄化槽清掃業 | 許 可 番 号：第 号 |
| | 許 可 年 月 日： 年 月 日 |
| | 指 令 番 号：横浜市 指令第 号 |
| 廃 業 理 由 | 1 浄化槽清掃業者が死亡した 2 浄化槽清掃業者（法人）が合併により消滅 3 浄化槽清掃業者（法人）が破産手続開始の決定により解散 4 浄化槽清掃業者（法人）が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散 5 浄化槽清掃業を廃止した |
| 廃業等年月日 | 年 月 日 |
| そ の 他 | |

次の書類を添付してください。

1. 許可証（浄化槽清掃業・一般廃棄物収集運搬業）
2. 吸上車の抹消登録証明書の写し又は許可表示を消去した車両の写真等

(新設)

第8号様式 (第6条第2項)

浄化槽清掃業休止届出書

年 月 日

横浜市長

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

浄化槽清掃業を休止しましたので、浄化槽法施行細則第13条第2項及び横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|--------|---|
| 浄化槽清掃業 | 許可番号：第 号 |
| | 許可年月日： 年 月 日 |
| | 指令番号：横浜市 指令第 号 |
| 営業の区域 | |
| 休止期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 休止部分 | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 () |
| 休止した理由 | |
| その他 | |

次の書類を添付してください。

1. 許可証 (浄化槽清掃業・一般廃棄物収集運搬業)
2. 吸上車の許可表示を消去した車両の写真等

浄化槽清掃業等許可台帳

| | | 浄化槽清掃業 | 一般廃棄物収集運搬業 |
|----------------------------|---------------------------|--------|------------|
| 許可番号 | | | |
| 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) | | | |
| 氏名 (法人にあつては、名称、代表者の氏名) | | | |
| 営業所の所在地 | | | |
| 車庫の所在地 | | | |
| 取扱廃棄物の種類 | | | |
| 収集運搬及び処分の別 | | | |
| 条件 | 営業区域 | | |
| | その他 | | |
| 当初事項 | 許可申請年月日 | | |
| | 許可年月日 | | |
| | 許可期限 | | |
| | その他 | | |
| 資格者 | 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能を有している者 | | |
| 備考 | | | |

横浜市浄化槽清掃業等業務基準（昭和47年1月19日）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>横浜市浄化槽清掃業等業務基準 横浜市資源循環局</p> | |
| <p>浄化槽清掃業許可業者及び一般廃棄物収集運搬業許可業者（浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥の収集運搬に限る。）（以下、「清掃業者等」という。）は、関係法規を遵守するとともに、本市の指導事項に留意して、常に適正な業務を行い、生活環境の保全に努めてください。</p> | <p>浄化槽清掃業許可業者及び一般廃棄物収集運搬業許可業者（浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥の収集運搬に限る。）（以下、「清掃業者等」という。）は、関係法規を遵守するとともに、本市の指導事項に留意して、常に適正な業務を行い、生活環境の保全に努めること。</p> |
| <p>3 標識の掲示 浄化槽清掃業許可業者にあつては、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称その他の環境省関係浄化槽法施行規則（以下「環境省令」という）で定める事項を記載した標識を掲げること。</p> | <p>3 標識の掲示について 清掃業者等は、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称その他の環境省関係浄化槽法施行規則（以下、「環境省令」という。）で定める事項を記載した標識（別表1）を掲げなければならない。</p> |
| <p>4 車両について 浄化槽清掃及び浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥（以下「汚泥」という。）の収集運搬に用いるバキューム車については、次の各号のとおりとすること。</p> | <p>4 車両について 清掃業者等は、横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱（以下、「許可事務要綱」という。）に規定する車両を用いること。</p> |
| <p>ア バキューム車の標識は別表2のとおりとすること。</p> | |
| <p>イ 内容物容量計の目盛は50リットル単位とすること。</p> | |
| <p>ウ 車両にはその容量に適した防臭装置を備えること。</p> | |
| <p>エ 車両は常に整備し、清潔な状態を保つこと。</p> | |
| <p>5 清掃用の器材について 浄化槽清掃業許可業者にあつては、別表3に定める器材を保有し、常に整備しておくこと。</p> | <p>5 清掃用の器材について 清掃業者等は、許可事務要綱に規定する器材を保有し、常に整備しておくこと。</p> |
| <p>6 車両の目的外使用の禁止について 車両は、本市の浄化槽清掃及び汚泥の収集運</p> | <p>6 車両の目的外使用の禁止について 車両は、本市の浄化槽、し尿を含む地下排水槽</p> |

搬業務以外に使用しないこと。

9 汚泥の処分について

(1) 省略

(2) 礫子検認所へ汚泥を搬入する際には、浄化槽汚泥搬入伝票を提出すること。

(3) 風水害その他によって終末処理計画に支障が生じた場合には、搬入を制限し、又は停止することがある。

(4) 省略

(5) 検認所は、毎日曜日及び年末年始等で別に定める日は搬入を休止する。

(6) 汚泥の積み置きは、原則として、行わないこと。

ただし、やむを得ず積み置きする場合は、汚水が流出したり悪臭を発生させないように十分に注意すること。

(7) 汚泥の搬入等については、別に定めるところにより事前に本市へ届け出ること。

10 帳簿の備え付け等

(1) 業務の実績に関する帳簿を備え、環境省令第14条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の5に定めるところによって記載し、5年間保存すること。

(2) 省略

(3) 環境省令第5条第2項の規定により、浄化槽の清掃の記録を2部作成し、1部を浄化槽管理者に交付し、1部を自ら3年間保存すること。

及びディスポーザ排水処理システム（以下、「浄化槽等」という。）の清掃及びその汚泥の収集運搬業務以外に使用しないこと。

9 汚泥の処分について

(1) 省略

(2) 礫子検認所へ汚泥を搬入する際には、浄化槽汚泥等搬入伝票を提出すること。

(3) 風水害その他によって終末処理計画に支障が生じた場合には、礫子検認所への汚泥の搬入を制限し、又は停止することがある。

(4) 省略

(5) 礫子検認所は、毎日曜日及び年末年始等で別に定める日は搬入を休止する。

(6) 原則、汚泥の積み置きは行わないこと。

ただし、やむを得ず積み置きする場合は、汚水、汚泥、臭気等が飛散、流出及び漏洩することのないよう十分に注意し、速やかに礫子検認所へ搬入すること。

10 帳簿の備え付け等

(1) 環境省令第14条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の5に定めるところによる帳簿を備え、業務の実績に関する事項を記載しなければならない。帳簿の保存期間は5年とする。

(2) 省略

(3) 環境省令第5条第2項の規定による浄化槽の清掃について、記録しなければならない。浄化槽清掃の記録を浄化槽管理者に交付し、清掃業者等は同記録を3年間保存すること。

(4) 省略

11 業務報告等に関する事務手続

(1) 浄化槽清掃等実績表（第1号様式）、浄化槽清掃業務実績報告書及び地下排水槽等清掃業務実績報告書（第4号様式）は、前月の実績を毎月10日までに提出すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 浄化槽汚泥自己処理届（第3号様式）は、作業を行う5日前までに提出すること。（浄化槽汚泥を種汚泥として処分する場合）

(3) 提出書類の保存期間

| | |
|-------------------|----|
| ア 浄化槽清掃等実績表 | 1年 |
| イ 浄化槽汚泥搬入伝票 | 1年 |
| ウ 浄化槽汚泥自己処理届 | 1年 |
| エ 浄化槽清掃業務実績報告書 | 1年 |
| オ 地下排水槽等清掃業務実績報告書 | 1年 |

12 変更届出の事務手続

(1) 浄化槽清掃業許可申請書又は添付書類の内容に変更を生じた場合には、変更のあった日から30日以内に、浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書によって届け出ること。

(2) 一般廃棄物収集運搬業許可申請書又は添付書類の内容に変更を生じた場合は、変更のあ

(4) 省略

11 業務報告等に関する事務手続

(1) 浄化槽法施行細則（以下、「施行細則」という。）第16条に規定する報告書は、以下のとおりとする。

ア 浄化槽清掃等実績表（第1号様式）

イ 浄化槽清掃業務実績報告書（第4号様式）

ウ 地下排水槽等清掃業務実績報告書（第5号様式）

(2) 浄化槽汚泥を種汚泥として処分する場合は、浄化槽汚泥自己処理届（第3号様式）を、作業を行う5日前までに提出すること。

(3) 提出書類の保存期間

| | | |
|-------------------|----------------|----|
| ア 浄化槽清掃等実績表 | <u>（第1号様式）</u> | 1年 |
| イ 浄化槽汚泥等搬入伝票 | | 1年 |
| ウ 浄化槽汚泥自己処理届 | <u>（第3号様式）</u> | 1年 |
| エ 浄化槽清掃業務実績報告書 | <u>（第4号様式）</u> | 1年 |
| オ 地下排水槽等清掃業務実績報告書 | <u>（第5号様式）</u> | 1年 |

12 変更届出の事務手続

(1) 施行規則第12条の規定による変更の届出に係る提出書類等は、許可事務要綱第5条のとおりとする。

(2) 清掃業者等は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書又は添付書類の内容に変更を生じた場合

た日から10日以内に、許可申請事項変更届出書によって届け出ること。

(3) 許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、遅滞なく市長に届け出て許可証の再交付を受けること。

(4) 事業の全部又は一部を休止したときは、休止した日から30日以内（一般廃棄物収集運搬業許可業者にあつては10日以内）に届け出ること。

(5) 浄化槽清掃業許可業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内にその旨を浄化槽清掃業廃業等届出書によって市長に届け出ること。

ア 死亡した場合 その相続人

イ 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者

ウ 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

エ 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人

オ 浄化槽清掃業を廃止した場合 浄化槽清掃業許可業者であつた個人又は浄化槽清掃業許可業者であつた法人の役員

(6) 一般廃棄物収集運搬業許可業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合にお

には、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（以下、「廃掃規則」という。）第23条の規定に基づき、許可申請事項の変更を届け出なければならない。なお、前号に規定する届出書を提出する場合に限り、重複する添付資料については省略することができる。

いては、当該各号に掲げる者は、一般廃棄物収集運搬業許可証を市長まで返還すること。

ア 死亡した場合 その相続人

イ 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者

ウ 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

エ 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人

オ 浄化槽清掃業を廃止した場合 浄化槽清掃業許可業者であつた個人又は浄化槽清掃業許可業者であつた法人の役員

13 その他

(1) 事務所は常に連絡が取れる体制を整えておくこと。

(2) 浄化槽清掃後は、清掃シールを、当該浄化槽のそばの見やすい場所に貼ること。

別表 1

別表 2

別表 3

第 1 号様式 浄化槽清掃等実績表

第 2 号様式 浄化槽汚泥等清掃作業完了票

第 3 号様式 浄化槽汚泥自己処理届

第 4 号様式 地下排水槽等清掃業務実績報告書

13 その他

(1) 浄化槽清掃後は、清掃シールを、当該浄化槽のそばの見やすい場所に貼ること。

別表 1

~~別表 2~~ ~~削除~~

~~別表 3~~ ~~削除~~

~~第 1 号様式~~ ~~浄化槽清掃等実績表~~

~~第 2 号様式~~ ~~浄化槽汚泥等清掃作業完了票~~

~~第 3 号様式~~ ~~浄化槽汚泥自己処理届~~

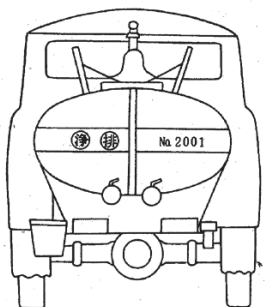
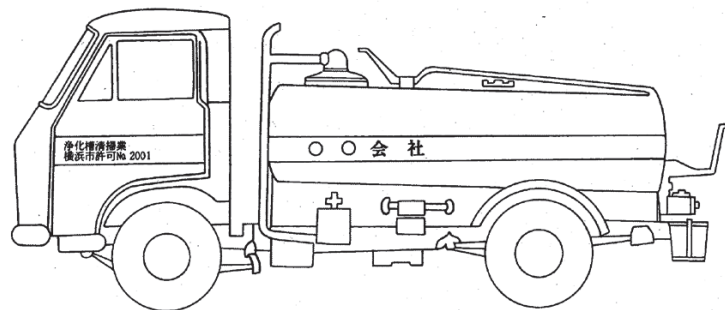
~~第 4 号様式~~ ~~浄化槽清掃業務実績報告書~~

~~第 4 号様式~~ ~~地下排水槽等清掃業務実績報告書~~

各種様式等の新旧対象表については次頁参照

別表 2

- (1) 帯は白色とし、大型車25cm、中・小型車20cm幅とします。
- (2) 文字の大きさは、(ア) ドア部分 大 型 車9cm(縦)9cm(横)
中・小型車7cm(縦)6cm(横)
として、上・下2cm空けます。
(イ) タンク部分 上・下2~3cm空けます。
- (3) 字体は、丸ゴシックとします。
- (4) 字色は、濃紺とします。
- (5) 文字は、左横書きとします。



注) ・許可番号が、車両のナンバープレートと重なるような場合は(浄)(排)の上部に許可番号を付しても良いです。
・(浄)(排)帯の幅が大型25cm、中・小型が20cmなので、文字は大型が9cm×9cm
中・小型が7cm×6cmとなります。

別表2 削除

別表3

器 材 表

| | |
|----|----------------|
| 1 | スカム厚測定器具 |
| 2 | 汚泥厚測定器具 |
| 3 | 自吸式ポンプ（バキューム車） |
| 4 | 温度計 |
| 5 | 透視度計 |
| 6 | 水素イオン濃度指数測定器具 |
| 7 | 汚泥沈殿試験器具 |
| 8 | パイプ掃除器具 |
| 9 | スロット掃除器具 |
| 10 | ろ床洗浄器具 |
| 11 | 砕石洗浄器具 |
| 12 | ホース |
| 13 | マンホール蓋あげ器具 |
| 14 | その他安全衛生上必要な器具 |

別表3 ~~削除~~

| | | | |
|--------------------------------------|---|-----------|--|
| 浄化槽汚泥等清掃作業完了票 № _____ | | | |
| 清掃年月日 | | 年 月 日 | |
| 清掃汚泥の種類 | | | |
| 浄化槽汚泥 [腐敗 全ばっ気 分離(旧・新・接触)ばっ気 合併処理] | | | |
| ビルピット汚泥 (汚水槽・合併槽) | | ディスポーザ汚泥 | |
| 清業 掃者 許名 可等 | 住所 | 担当者 | |
| | 社名 | | |
| | TEL () - | | |
| | 車両番号 | | |
| 浄化槽管理者又はビル所有者名 | | | |
| 住所又は所在地及び電話番号 | | TEL () - | |
| 清掃 汚泥量 | | 備 考 | |
| 摘 要 | 1. 環境省関係浄化槽法施行規則の規定により、本票は3年間保存してください。 2. 横浜市職員が立ち入り検査を行う際、あるいは県知事指定検査機関の職員が浄化槽法第11条に基づく定期検査を行う際に本票をお見せください。 | | |

| | | | |
|--------------------------------------|---|-----------|--|
| 浄化槽汚泥等清掃作業完了票 № _____ | | | |
| 清掃年月日 | | 年 月 日 | |
| 清掃汚泥の種類 | | | |
| 浄化槽汚泥 [腐敗 全ばっ気 分離(旧・新・接触)ばっ気 合併処理] | | | |
| ビルピット汚泥 (汚水槽・合併槽) | | ディスポーザ汚泥 | |
| 業清 掃者 名許 等可 | 住所 | 担当者 | |
| | 社名 | | |
| | TEL () - | | |
| | 車両番号 | | |
| 浄化槽管理者又はビル所有者名 | | | |
| 住所又は所在地及び電話番号 | | TEL () - | |
| 清掃 汚泥量 | | 備 考 | |
| 摘 要 | 1. 環境省関係浄化槽法施行規則の規定により、本票は3年間保存してください。 2. 横浜市職員が立ち入り検査を行う際、あるいは県知事指定検査機関の職員が浄化槽法第11条に基づく定期検査を行う際に本票をお見せください。 | | |

浄化槽汚泥自己処理届

年 月 日

横浜市長 様

許可番号
住 所
氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

次のとおり浄化槽汚泥を種汚泥として自己処理しますので届け出ます。

- 1 清掃月日 月 日 曜日 時頃
- 2 清掃する浄化槽 設置場所 区 町
管理者氏名 TEL ()
浄化槽の抽出汚泥量 m³
- 3 自己処理汚泥量 m³
- 4 汚泥搬入先 設置場所 区 町
管理者氏名 TEL ()
- 5 車両台数 番
- 6 延べ台数 台

(A4)

浄化槽汚泥自己処理届

年 月 日

横浜市長

許可番号
住 所
氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

次のとおり浄化槽汚泥を種汚泥として自己処理しますので届け出ます。

| | |
|-----------|--------------------------|
| 1 清掃月日 | 年 月 日 曜日 時頃 |
| 2 清掃する浄化槽 | 設置場所 区 町 |
| | 管理者氏名等 TEL () |
| | 浄化槽の引出汚泥量 m ³ |
| 3 自己処理汚泥量 | m ³ |
| 4 汚泥搬入先 | 設置場所 区 町 |
| | 管理者氏名等 TEL () |
| 5 車両台数 | 台 |
| 6 延べ台数 | 台 |

(新設)

第4号様式

浄化槽清掃業務実績報告書

年 月 日

横浜市長

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

年 月の業務実績を、浄化槽法施行細則第16条第1項の規定により、
次のとおり報告します。

| 区 分 | 清掃した浄化槽数 | | 運 搬 汚 泥 量 | | 保守点検した浄化槽数 | | 備 考 |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| | 500人 槽以下 | 501人 槽以上 | 500人 槽以下 | 501人 槽以上 | 500人 槽以下 | 501人 槽以上 | |
| 鶴見 | | | | | | | |
| 神奈川 | | | | | | | |
| 西 | | | | | | | |
| 中 | | | | | | | |
| 南 | | | | | | | |
| 港南 | | | | | | | |
| 保土ヶ谷 | | | | | | | |
| 旭 | | | | | | | |
| 磯子 | | | | | | | |
| 金沢 | | | | | | | |
| 港北 | | | | | | | |
| 緑 | | | | | | | |
| 青葉 | | | | | | | |
| 都筑 | | | | | | | |
| 戸塚 | | | | | | | |
| 栄 | | | | | | | |
| 泉 | | | | | | | |
| 瀬谷 | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

横浜市浄化槽指導基準（昭和34年3月）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>(維持管理編)</p> <p>第1章 保守点検</p> <p>8 排水の測定（横浜市生活環境の保全等に関する条例第30条、横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第37条） 1日当たりの排水量が300m³以上の事業者は、排水の汚染状態及び量を測定し、その結果を記録し、3年間保管してください。 なお、測定項目及び測定回数は、表－4のとおりです。</p> <p>表－4 排水の測定項目及び測定回数</p> <p><u>大腸菌群数</u></p> <p>9 排出水の汚染状態の測定（水質汚濁防止法第4条第1項、水質汚濁防止法施行規則第9条） 特定事業場及び指定地域特定事業場の管理者は、排出水の汚染状態を測定し、その結果を「水質測定記録表」に記録し、3年間保管してください。 なお、事業場からの排水の測定項目は、表－5のとおりです。</p> <p>表－5 排出水の測定項目</p> <p><u>大腸菌群数</u></p> | <p>(維持管理編)</p> <p>第1章 保守点検</p> <p>8 排水の測定（横浜市生活環境の保全等に関する条例第30条、横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第37条） 1日当たりの排水量が300m³以上の事業者は、排水の汚染状態及び量を測定し、その結果を記録し、3年間保管してください。 なお、測定項目及び測定回数は、表－4のとおりです。</p> <p>表－4 排水の測定項目及び測定回数</p> <p><u>大腸菌数</u></p> <p>9 排出水の汚染状態の測定（水質汚濁防止法第4条第1項、水質汚濁防止法施行規則第9条） 特定事業場及び指定地域特定事業場の管理者は、排出水の汚染状態を測定し、その結果を「水質測定記録表」に記録し、3年間保管してください。 なお、事業場からの排水の測定項目は、表－5のとおりです。</p> <p>表－5 排出水の測定項目</p> <p><u>大腸菌数</u></p> |